
**A I ・ I o T を活用した
業務効率化・省力化支援事業
公募要領
(2 次公募)**

【受付期間】

平成30年10月15日(月) ~ 平成30年11月19日(月)

【受付先・問合せ先】

〒920-8580 金沢市鞍月1丁目1番地

石川県 商工労働部 産業政策課 情報サービス産業グループ

TEL : 076-225-1519

平成30年10月
石川県商工労働部産業政策課

1 事業の目的

本格的な人口減少時代が到来し、企業の人材確保が困難となる中、限られた人的資源を効率よく活用し、生産性を向上させることが、企業の競争力を高めていく上でも重要です。

本事業では、AI や IoT を活用した業務効率化・省力化を行う企業の取り組みに対して支援を行います。

2 対象者（補助金の交付先）

石川県に主たる事業所を有する中小企業者（※）等であること。ただし、「みなし大企業（※2）」は対象となりません。

※1：本事業における中小企業者とは、「中小企業等経営強化法」第2条第1項に規定する者を原則とし、具体的には以下に記載の者をいいます。

	主たる事業として営んでいる業種（注1）	資本金基準 (資本の額または 出資の総額)	従業員基準 (常時使用する 従業員(注2)数)
資本金・従業員規模の一方が右記以下の 場合対象(個人事業主を含む)	製造業、建設業、運輸業その他の業種(下記以外)	3億円以下	300人以下
	卸売業	1億円以下	100人以下
	サービス業	5千万円以下	100人以下
	小売業	5千万円以下	50人以下
	ゴム製品製造業	3億円以下	900人以下
	ソフトウェア業・情報処理サービス業	3億円以下	300人以下
	旅館業	5千万円以下	200人以下
組 関 合 連	企業組合、協業組合、事業協同組合、事業協同小組合、協同組合連合会、商工組合、商工組合連合会、商店街振興組合、商店街振興組合連合会 等		

(注1) 業種分類は、日本標準産業分類の規定に基づきます。

(注2) 常時使用する従業員には、事業主、法人の役員、臨時の従業員を含みません。

※2：本事業における「みなし大企業」とは以下の記載の者をいいます。

- 発行済株式の総数又は出資価格の総額の2分の1以上を同一の大企業が所有している中小企業者
- 発行済株式の総数又は出資かっかうの総額の3分の2以上を大企業が所有している中小企業者
- 大企業の役員又は職員を兼ねている者が、役員総数の2分の1以上を占めている中小企業者

3 対象事業

次に掲げる事業に対して、補助金を交付します。

(1) 事業内容

県内企業が、自社の業務効率化・省力化のために AI や IoT を活用したシステム（ソフトウェア、ハードウェア等）を導入する取り組みを対象とします。当該事業は県内で実施することが必須となります。

ただし、以下の場合は対象となりません。

- ①本補助金の交付を受けようとする事業が、当該実施期間中に県及び他の公的機関等から重複して補助金等による資金支援を受けている又は受ける予定の場合
- ②交付決定日以前に着手（発注や購入、契約等）をされている場合

(2) 実施期間

交付決定日～平成31年3月31日（日）

4 補助金額

(1) 補助限度額

補助対象経費であって、100万円以内

(2) 補助率

補助対象経費の2分の1以内

(3) 対象となる経費（補助対象経費）

補助対象となる経費は、以下の表に記載された AI や IoT を活用したシステム（ソフトウェア、ハードウェア等）の導入に係る経費となります。

なお、本事業の対象経費として明確に区分できるもので、かつ証拠書類によって金額等が確認できるものに限りします。

また、消費税及び地方消費税は補助対象外です。

項 目	
①	AI や IoT システム（ソフトウェア、ハードウェア等）の本体費用
②	（クラウドサービスの場合）導入・初期費用・運用開始日（導入日）から事業実施期間の間に要するサービス利用料・ライセンス/アカウント料
③	AI や IoT システムの導入に付帯する（ソフトウェアのインストール、動作確認、保守・サポート、操作指導、教育等）費用
④	AI や IoT システムの導入に係るコンサルティング費用
⑤	その他の経費（上記に掲げるもののほか、特に必要と認められる経費）

（注）全ての経費において、契約書記載の運用開始日（導入日）を起点とし、平成31年3月31日（事業実施期間）の間に要する経費が補助対象となります。

5 採択件数

5件程度を予定しています。

6 応募方法

(1) 募集期間

平成30年10月15日(月)～**平成30年11月19日(月)(必着)**

(2) 提出先及び問い合わせ先

石川県 商工労働部 産業政策課 情報サービス産業グループ
〒920-8580 石川県金沢市鞍月1丁目1番地
TEL: 076-225-1519

(3) 提出方法

次の書類を、直接持参又は郵送にて提出してください。

(4) 提出書類

提出書類	備考
事業計画書 【押印済みを7部】	所定の事業計画書を提出してください。 様式は、県のホームページからダウンロードできます。 URL: http://www.pref.ishikawa.lg.jp/syoko/index.html
過去2年間の決算書 (貸借対照表、 損益計算書) 【各1部】	直前に決算月が到来予定である場合や決算月が過ぎているが決算書が出来ていない場合などは、直近の残高試算表も提出してください。 ※過去2年間の貸借対照表、損益計算書を提出できない場合は、募集期間内にご相談ください。

7 スケジュール(予定)

内容	時期
募 集	平成30年10月15日(月)～11月19日(月)
審 査 ・ 採 択	平成30年11～12月(予定)
交 付 決 定	平成30年12月(予定)
事 業 期 間	交付決定日～平成31年3月31日(日)
実 績 報 告	事業完了後速やかに提出(期限は別途お伝えします)

※なお、下記の期間は申請に関する個別のご相談を承ります(完全予約制)。

【 期 間 : 平成30年10月15日(月)～10月26日(金) 】
【 連絡先 : 産業政策課 情報サービス産業グループ (076-225-1519) まで 】

8 審査

(1) 審査方法(予定)

- ・提案案件は、外部の専門家等に審査委員として、審査を行っていただきます。
- ・審査にあたり、事前に事業計画書等の内容に関するヒアリングを実施する場合があります。
- ・審査方法は、審査基準により採点を行い、点数上位者から採択を決定いたします。
- ・審査経過に関する問い合わせには応じられません。
- ・採択案件の決定後、速やかに採択もしくは不採択の通知を行います。

- ・採択された場合であっても、予算の都合等により希望金額が減額される場合があります。
- ・採択に係る会議等への出席および事業概要のプレゼン等をお願いすることがあります。
- ・採択された場合、原則として、企業名、代表者名、事業概要等を公表します。
- ・採択案件については資格要件の確認後、補助金交付の手続きに移行することになります。

(2) 審査基準

審査基準は以下の通りです。本事業の趣旨に則り、導入するシステムが他企業のモデルとなるかという点を重視します。

区 分		内 容
①	導入するシステムのモデル性	<ul style="list-style-type: none"> ・導入するシステムが普遍的な IT 導入ではなく、AI や IoT を活用したシステムとなっているか ・モデルとして他の企業への波及効果を期待できるか
②	事業の背景及び必要性	<ul style="list-style-type: none"> ・自社にとっての新たな取組みの必要性を具体的に検討しているか
③	事業目標	<ul style="list-style-type: none"> ・システムの導入による業務効率化・省力化の目標が明確・妥当であるか ・事業の背景や必要性に適した目標となっているか
④	課題と解決方法及び実施内容	<ul style="list-style-type: none"> ・自社の課題を具体的に把握しているか ・課題に対する解決方法、実施内容に整合性が認められるか
⑤	実現可能性	<ul style="list-style-type: none"> ・実現可能な提案となっているか

9 その他事業にあたっての注意事項

採択された場合は、以下の条件を守らなければなりませんので御了承ください。

(1) 報告書

補助金は、原則として対象事業の実績報告書（当該年度の成果に係る報告書及び使用した経費に係る経理的証拠書類等）を提出いただき、その内容を確認した上で交付します。

(2) 変更

交付決定を受けた後、事業の経費の配分又は内容を変更しようとする場合、若しくは補助事業を中止又は廃止しようとする場合は、事前に承認を得なければなりません。

(3) 事業により取得した財産

事業により取得した財産について、補助事業の終了後も善良な管理者の注意をもって管理し、補助金交付の目的に従って効果的運用を図らなければなりません。

補助対象である AI や IoT を活用したシステム（ソフトウェア、ハードウェア等）の所有権の移転や処分の必要が生じた場合には、事前に承認を得なければなりません。

（４）書類の保存

事業に係る経理について、その収支の事実を明確にした証拠書類を整理し、交付年度終了後 5 年間保存しなければなりません。

（５）検査

事業期間中（年度終了後）又は事業終了後の確定検査のため、必要に応じて実地検査に入ることがあります。

（６）事業状況の報告について

事業の終了後 5 年間、事業状況についての報告を求めることがあります。

（７）石川県補助金交付規則の遵守について

補助事業者が「石川県補助金交付規則」等に違反する行為等（例：他の用途への無断流用、虚偽報告など）をした場合には、補助金の交付取消・返還、不正の内容及び企業名の公表等を行うことがあります。

（８）導入事例の紹介等について

本事業はモデル事業の創出を目的としているため、県が主催するセミナー等（HP への掲載を含む）において、導入事例の紹介をお願いすることがあります。

（９）その他

採択者は「AI・IoT を活用した業務効率化・省力化推進事業費補助金交付要綱」に記載の内容に従わなければなりません。